限定承認公告

本籍東京都足立区神明三丁目九番、最後の住所埼玉県越谷市大字平方四一九番地一二

被相続人　亡　與那嶺章彦

右被相続人は平成二十四年一月一日死亡し、その相続人は平成二十四年三月二十九日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十一日

埼玉県さいたま市南区大字大谷口一二七二番地二四ルネサンスガーデン浦和三〇二

相続財産管理人　與那嶺明弘

限定承認公告

本籍東京都中野区中央二丁目一〇五番地、最後の住所神奈川県横須賀市鶴が丘一丁目五番一―一七号

被相続人　亡　田中　亨

右被相続人は平成二十二年十二月二十一日死亡し、その相続人は平成二十四年三月三十日横浜家庭裁判所横須賀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十一日

神戸市中央区琴ノ緒町二丁目一番三六二号

株式会社サンワパック内

相続財産管理人　田中　健史

限定承認公告

本籍高知県吾川郡いの町鎌田一四九番地、最後の住所高知県吾川郡いの町鎌田一六〇番地四

被相続人　亡　長尾　義則

右被相続人は平成二十四年一月四日死亡し、その相続人は平成二十四年四月五日高知家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十一日

高知市鴨部一〇七二番地ウエストタウンモリタ二〇Ｅ　相続財産管理人　長尾　吉久

限定承認公告

本籍福岡県朝倉郡筑前町久光四五三番地、最後の住所福岡県朝倉郡筑前町久光四八九番地二

被相続人　亡　橋本　京士

右被相続人は平成二十三年十二月十九日死亡し、その相続人は平成二十四年三月三十日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月十一日

福岡県朝倉郡筑前町久光四八九番地二

限定承認者　橋本　良二

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年五月十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年四月十一日

東京都千代田区一ツ橋二丁目一番一号

エムジーリース株式会社

代表取締役　沼本　雅文

訂正公告

平成二十四年二月二十八日掲載の資本金の額の減少公告中「九億六千二百四十七万七千九百九十一円減少し八千万円とする」とあるは「九億六千二百四十七万七千九百八十円減少し八千万円とする」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年四月十一日

東京都港区麻布台二丁目四番五号

ＡＲＵＪＩ　ＧＡＴＥ証券株式会社

代表取締役　古長谷　聡

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一三八	上	終りから二三	法人の改正	法人の平成二十四年四月一日以後に終了する事業年度の改正
一九	上	終りから一	第八項	第八項（租税条約等実施特例省令第九条の九第七項において準用する場合を含む。）、第十項、第十一項、第十二項前段
〃	下	一	第十項から第十二項まで	第十項、第十一項、第十二項前段
一九	下	終りから二四	税の額」と	税の額を」と
〃	〃	二三	〃	第七項
〃	〃	一〇	第七項前段	第四条第十二項前段
二〇	上	三	第四条第十二項	第四条第十二項前段
六六	終りから	四	した	する
六七	〃	一	一〕の規定により	一〕において
八〇	〃	四	四〕の規定により	四〕において
三七	（印刷誤り）	五	促進法人	法人
四七		五	税額（20）	税額（20）
		一三	「又は（47の②）×5/6」	「又は（47の②）×5/6」
六六	終りから	一	「別帰属額（21）又は（9）及び「30」」	「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（10）は（(前期の(14)又は別表七の二付表二「21の内書」)－(別表七の二付表三「27」)）」
		四	「別帰属額（21）又は（9）及び「30」」	「(9)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（10）の誤り。（(前期の(14)又は別表七の二付表二「21の内書」)－(別表七の二付表三「27」)）」
六九		二～三	加	加える
同日	（同号外）		公布財務省令第九号（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）	公布財務省令第九号（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）
八三	下	終りから五～四	「昭和32年法律第26号。」を削る。	
八六	上	一二～一三		

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十日付特第一四号ニペ
◉調達第六九号八〇ページ
◉付録　三月官報目録四〇ページ

ージ●同月十一日付第八四号九六ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）